

公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー

京都府 MICE 開催支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都府域でのMICEの積極的な誘致・開催を促進するため、京都府から公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー（以下「コンベンションビューロー」という。）に支出される補助金を用いて、京都府域の活性化に寄与すると考えられるMICEについて、その開催に係る資金の一部を支援する助成金交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象事業等)

第2条 助成の対象となるMICE（以下「助成対象MICE」という。）、助成対象MICEに係る条件（以下「助成条件」という。）、の区分は次の各号のとおりとし、各区分の助成条件、助成対象経費、助成金額及び申請時に必要となる書類（以下「必要書類」という。）は、別表のとおりとする。ただし、コンベンションビューローが必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) コンベンション開催支援
- (2) コンベンション開催に伴う分科会開催支援
- (3) コーポレートミーティング等開催支援
- (4) インセンティブツアー等開催支援
- (5) (1) と (3)、(4) に伴うエクスカージョン支援
- (6) その他、(1) と (3)、(4) に準ずるものとして、府域の活性化に特に寄与すると認められるものに対する支援

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、交付対象としないものとする。ただし、コンベンションビューローが適当と認める場合は、この限りでない。

- (1) 政治的及び宗教的活動を目的とするもの。
- (2) 目的等が公序良俗に反するもの。
- (3) 当該助成事業に京都府の他の予算・助成金を利用しているもの。ただし、分科会開催支援及びエクスカージョン支援については、対象となる分科会又はエクスカージョン自体に京都府の他の予算・助成金が利用されていなければ、この限りではない。
- (4) 収支決算の結果、余剰が生じたもの（当該助成金を含めた収入額が支出額を超過する場合は、余剰額を助成対象外とする。）。ただし、分科会開催支援及びエクスカージョン支援については、この限りではない。
- (5) 助成を受けようとするコンベンション等主催者（以下「主催者等」という。）が、京都府暴力団排除条例(平成22年京都府条例第23号)第2条第4号に掲げる暴力団員等に該当するもの。
- (6) その他コンベンションビューローが適当でないと判断するもの。

(交付の申請)

第3条 助成を受けようとする主催者等は、申請に当たっては公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー京都府MICE開催支援助成金交付申請書（第1号様式）に別表内「申請時の必要書類」欄に記載の書類を添えて、コンベンションビューローに提出するものとする。申請は対象事業の開催1箇月前までとし、期限を過ぎた申請は受け付けない。

なお、申請者は、原則対象事業の主催者とする。ただし、代理店等が申請する場合は、必ず主催者の許可を得るものとする。

(審査及び助成の決定と通知)

第4条 コンベンションビューローは、前条による申請があったときは、助成対象の可否及び交付予定額を決定する審査を行うこととし、審査に要する基準等については京都府と協議のうえコンベンションビューローが決定する。

2 前項の審査の結果、助成対象とすることが決定された助成対象MICEについて、コンベンションビューローは公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー京都府MICE開催支援助成金交付承認・交付予定額通知書（第2号様式）を主催者に送付するものとする。

3 審査の結果、助成金の交付が適当と認められなかった助成対象MICEについて、コンベンションビューローは、主催者に対し、公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー京都府MICE開催支援助成金交付不承認通知書（第3号様式）を送付するものとする。

(変更等の承認の申請)

第5条 助成事業等の内容及び経費の配分の変更に係る承認の申請は、公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー京都府MICE開催支援助成金事業変更申請書（第4号様式）によって行うものとする。

2 助成事業の中止に係るコンベンションビューローの承認の申請は、公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー京都府MICE開催支援助成金事業中止承認申請書（第5号様式）により行うものとする。

3 コンベンションビューローは、前2項の申請があった場合において必要があると認められるときは、助成金の交付予定額を変更することができる。この場合において、コンベンションビューローは、公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー京都府MICE開催支援助成金交付額変更通知書（第6号様式）により、主催者に通知するものとする。

(事業完了の報告)

第6条 助成事業の主催者は、事業の実施報告を助成事業終了の日から起算して2箇月を経過した日又は当該年度の3月26日のいずれか早い日までに、公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー京都府MICE開催支援助成金認定MICE開催実績報告書（第7号様式）に別表

内「実績報告時の必要書類」欄に記載の書類を添えて行うものとする。

(助成金の交付)

第7条 前条の実績報告による補助額の確定通知は、公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー京都府MICE開催支援助成金交付額決定通知書（第8号様式）により行うものとする。

(助成金の交付方法)

第8条 前条の通知を受けた主催者は、公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー京都府MICE開催支援助成金請求書（第9号様式）をコンベンションビューローへ提出し、これを以てコンベンションビューローは主催者に対し助成金を支払うこととする。なお、助成金の交付は事業開催後（後払い）となる。また、最終的に要した助成対象費用が通知書に記載の助成予定金額より下回った場合、その実質分を助成対象とする。

(助成金活用の告知等)

第9条 主催者等は、助成対象事業の実施に当たっては、作成する印刷物（ポスター、プログラム、パンフレット等）や看板等に必ず下記の京都MICEロゴと定型文を用いてコンベンションビューローからの助成を受けている旨を表示しなければならない。広報印刷物への掲載が間に合わない場合は、下記の京都MICEロゴ及び告知定型文をA3サイズ以上の用紙に印刷、会場にて掲示し掲示写真を提出すること（別紙のデータを印刷のうえ利用すること）。後援名義許可を得た場合でも、後援、スポンサーなどの表記での告知は認められない。

京都MICEロゴ



京都MICE基金バナー



告知定型文

日本語：「本事業は、京都府及び公益財団法人京都文化交流コンベンションビューローの助成金を活用し実施しています。」

英語：「This program is supported by a subsidy from Kyoto Prefecture and Kyoto Convention & Visitors Bureau.」

2 主催者等は、助成対象事業のウェブサイトの有する場合、コンベンションビューローが定め

るバナーの掲載を行わなければならない。

3 主催者等は、京都 MICE 基金の広報協力をするものとする。

4 主催者等は、コンベンションビューローからの協力依頼事項について、可能な限り協力をするものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、コンベンションビューローが別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月27日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月3日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和2年7月15日から適用する。

2 この要綱による改正後の本文及び別表（この要綱により改めた部分に限る。）は、令和3年3月31日に、その効力を失う。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

2 この要綱による改正後の本文及び別表（この要綱により改めた部分に限る。）は、令和4年3月31日に、その効力を失う。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

2 この要綱による改正後の本文及び別表（この要綱により改めた部分に限る。）は、令和5年3月31日に、その効力を失う。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

2 この要綱による改正後の本文及び別表（この要綱により改めた部分に限る。）は、令和6年3月31日に、その効力を失う。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

- 2 この要綱による改正後の本文及び別表（この要綱により改めた部分に限る。）は、令和7年3月31日に、その効力を失う。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から適用する。
- 2 この要綱による改正後の本文及び別表（この要綱により改めた部分に限る。）は、令和8年3月31日に、その効力を失う。

別表（第2条、第3条及び第6条関係）

区分	補助条件	補助対象経費	補助金額	申請時の必要書類	実績報告時の必要書類
コンベンション開催支援	京都府域(京都市内を除く)で開催される会期が2日以上の会議等であること。 なお、現地参加者数が30名以上49名以下の場合は、日本以外の国・地域から1名以上の参加があること。	開催に要する経費	(1) 現地参加者数が30名以上49名以下の場合：上限20万円 (2) 現地参加者数が50名以上199名以下の場合：上限30万円 (3) 現地参加者数が200名以上の場合：上限60万円	(1) 事業計画書又は開催趣意書 (2) 収支予算書又は資金計画書 (3) その他コンベンションビューローが必要と認めるもの	(1) 事業の実施報告書 (2) 事業の写真 (3) 第9条の印刷物等の現物又はその写真 (4) 収支決算書 (5) その他コンベンションビューローが必要と認めるもの
コンベンション開催に伴う分科会開催支援	京都府内を含む関西圏で開催される会期が2日以上の会議等において、京都府域(京都市内を除く)で開催される分科会であること。 ただし、上記条件を満たした場合でも、分科会と本体会議が同一敷地内において開催される分科会については対象外とする。 ※分科会自体について、日数や参加国数等は問わない。	分科会開催に要する経費	(1) 分科会現地参加者数が15名以上99名以下の場合：上限20万円 (2) 分科会現地参加者数が100名以上の場合：上限30万円	(1) 事業計画書又は開催趣意書 (2) 当該分科会の概要が分かる資料 (3) 当該分科会の予算書及び見積書 (4) その他コンベンションビューローが必要と認めるもの	(1) 当該分科会の実施報告書 (2) 当該分科会の写真 (3) 第9条の印刷物等の現物又はその写真 (4) 当該分科会の決算書及び費用支払いの領収書コピー（金融機関での振込の場合は振込証明書及び請求書） (5) その他コンベンションビューローが必要と認めるもの
コーポレートミーティング等開催支援	京都府域(京都市内を除く)で開催される日程が2日以上であること。 なお、参加者数が30名以上49	開催に要する経費	(1) 現地参加者数が30名以上49名以下の場合：上限20万円 (2) 現地参加者数が50名以上199名以下の場合：上限30万円	(1) 事業計画書又は開催趣意書 (2) 収支予算書又は資金計画書 (3) その他コンベンションビューローが必要と認めるもの	(1) 事業の実施報告書 (2) 事業の写真 (3) 第9条の印刷物等の現物又はその写真

	名以下の場合は、日本以外の国・地域から1名以上の参加があること。		(3) 現地参加者数が200名以上の場合 ： 上限60万円		(4) 収支決算書 (5) その他コンベンションビューローが必要と認めるもの
インセンティブツアー等開催支援	京都府域(京都市内を除く)で開催される日程が2日以上であること。 なお、参加者の半数以上が日本以外の国・地域からの参加であること。	開催に要する経費	(1) 現地参加者数が30名以上49名以下の場合： 上限20万円 (2) 現地参加者数が50名以上199名以下の場合： 上限30万円 (3) 現地参加者数が200名以上の場合： 上限60万円	(1) 事業計画書又は開催趣意書 (2) 収支予算書又は資金計画書 (3) その他コンベンションビューローが必要と認めるもの	(1) 助成事業の実施報告書 (2) 助成事業の写真 (3) 第9条の印刷物等の現物又はその写真 (4) 収支決算書 (5) その他コンベンションビューローが必要と認めるもの
エクスカーション支援	京都府内を含む関西圏で開催される ①会議等（会期が2日以上のものに限る） ②コーポレートミーティング（日程が2日以上のものに限る） ③インセンティブツアー等（日程が2日以上で参加者の半数以上が日本以外の国・地域からの参加者であるものに限る） において、参加者が15名以上、かつ、京都府域(京都市内を除く)の観光施設等の訪問・滞在がコースに1カ所以上含まれている、会議等主催者に	参加者負担を除く、京都府域(京都市内を除く)の行程に係るツアー催行に要する経費の一部。 ただし、複数ツアーを催行する場合には、左記条件を満たしたツアーのみを支援対象とする。	1件当たり30万円が上限 (1人当たりの上限は5,000円)	(1) 会議等の事業計画書又は開催趣意書 (2) 当該エクスカーションの概要が分かる資料（行程、プログラム等） (3) 当該エクスカーションの予算書及び見積書 (4) その他コンベンションビューローが必要と認めるもの	(1) 当該エクスカーションの実施報告書 (2) 当該エクスカーションの写真 (3) 第9条の印刷物等の現物又はその写真 (4) 当該エクスカーションの決算書及び費用支払いの領収書コピー（金融機関での振込の場合は振込証明書及び請求書） (5) その他コンベンションビューローが必要と認めるもの

	よるエクスカーションツアー であること。				
--	-------------------------	--	--	--	--

※「府域の活性化に特に寄与すると認められるもの」（第2条第1項）に対する支援については、「コンベンション」、「コーポレートミーティング等」「インセンティブツアー等」の開催支援に準ずるものとする。

※「補助金額」はいずれも記載区分の上限額であり、参加人数等に応じて金額を決定する。

※交付予定額・交付額の決定に当たっては、当該事業全体の予算執行状況を考慮する。